

平成 26 年度

くらしと県税



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

はじめに

みなさんが納める県税は、県が住民サービスを提供するため、そして、震災と原子力災害からの復興・再生を進めていくための重要な財源となっています。

この「くらしと県税」は、県税のしくみや震災及び復興に係る特例のあらましをまとめたものです。

福 島 県

※この冊子に記載した内容は、特段の記載がない限り、平成26年6月現在のものです。

目 次

県 の 財 政

- 平成26年度当初予算の概要 2

くらしと税金

- 税とは? 2
- 県税収入の特徴 3
- 税金の種類 4

県税のあらまし

- 個人県民税 6
- 法人県民税 9
- 森林環境税 9
- 県民税利子割 10
- 県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割 10
- 個人事業税 11
- 法人事業税 12
- 不動産取得税 13
- 自動車税 15
- 自動車取得税 17
- 鉱区税 18
- 県固定資産税 18
- 地方消費税 18
- 軽油引取税 19
- ゴルフ場利用税 20
- 狩猟税 20
- 産業廃棄物税 20

納税について

- 滞納処分・差押財産（物件）の公売 22
- 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除について 22
- 徴収の猶予・減免 22
- 納税の時期など 23
- 県税の救済 24
- 便利な納税方法 25
- 電子申告 25
- ふるさとふくしま応援寄附金 25

東日本大震災にかかる県税の特例措置について

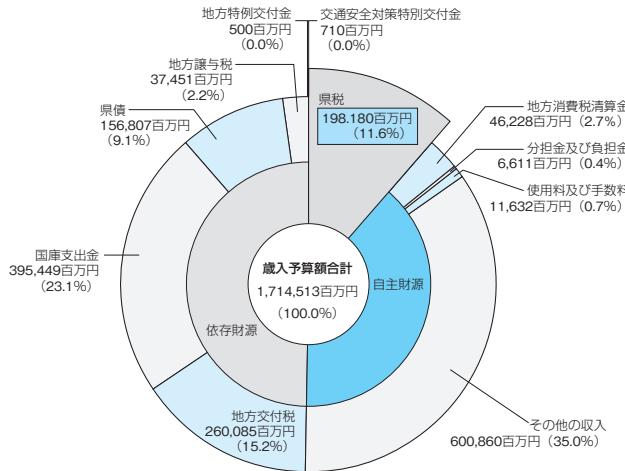
- 法人県民税 26
- 個人事業税 26
- 不動産取得税 26
- 自動車税・自動車取得税 28
- 軽油引取税 28
- 復興産業集積区域に係る県税の課税免除について 29
- 福島県内における認定特区（課税の特例関係） 29
- 福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除について 30
- 復興産業集積区域及び福島復興再生特別措置法の課税免除の内容・手続等 30

平成26年度当初予算の概要

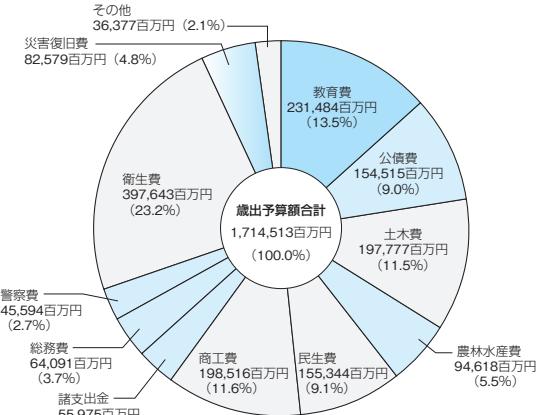
総額1兆7,145億1,300万円

平成26年度の一般会計予算は、前年度と比較して175億円、率にして1.0%減の1兆7,145億1,300万円となりました。総額のうち、震災・原子力災害対応分として8,705億円、通常分として8,440億円を計上しました。「ふくしま新生プラン」の基本目標として定めた「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」の実現に向けて、復興の流れを大きく、より確かなものにしていくための重要な予算として編成しました。

平成26年度一般会計当初予算（歳入）



平成26年度一般会計当初予算（歳出）



区分	平成26年度		平成25年度		増減費 (a)-(b) (c)	伸び率 (c)/(b)
	予算額(a)	構成比	予算額(b)	構成比		
県 税	198,180	11.6	180,210	10.4	17,970	10.0
地方消費税清算金	46,228	2.7	37,166	2.2	9,062	24.4
分担金及び負担金	6,611	0.4	5,615	0.3	996	17.7
使用料及び手数料	11,632	0.7	9,500	0.6	2,132	22.4
財 産 収 入	2,475	0.1	2,363	0.1	112	4.7
奇 附 金	364	0.0	642	0.0	▲278	▲43.3
繰 入 金	472,285	27.6	467,648	27.0	4,637	1.0
繰 越 金	1,500	0.1	1,500	0.1	0	0.0
諸 収 入	124,236	7.2	151,007	8.7	▲26,771	▲17.7
地 方 譲 与 税	37,451	2.2	32,231	1.9	5,220	16.2
地 方 特 例 交 付 金	500	0.0	532	0.0	▲32	▲6.0
地 方 交 付 税	260,085	15.2	256,463	14.8	3,622	1.4
交通安全対策特別交付金	710	0.0	720	0.0	▲10	▲1.4
国 庫 支 出 金	395,449	23.1	441,609	25.5	▲46,160	▲10.5
県 債	156,807	9.1	144,764	8.4	12,043	8.3
合 計	1,714,513	100.0	1,731,970	100.0	▲17,457	▲1.0

区分	平成26年度		平成25年度		増減費 (a)-(b) (c)	伸び率 (c)/(b)
	予算額(a)	構成比	予算額(b)	構成比		
議 会 費	1,575	0.1	1,628	0.1	▲53	▲3.3
総 務 費	64,091	3.7	61,559	3.5	2,532	4.1
民 生 費	155,344	9.1	162,868	9.4	▲7,524	▲4.6
衛 生 費	397,643	23.2	470,234	27.1	▲72,591	▲15.4
労 働 費	33,802	2.0	40,321	2.3	▲6,519	▲16.2
農 林 水 産 費	94,618	5.5	73,296	4.2	21,322	29.1
商 工 費	198,516	11.6	213,876	12.3	▲15,360	▲7.2
土 木 費	197,777	11.5	165,871	9.6	31,906	19.2
警 察 費	45,594	2.7	46,023	2.7	▲429	▲0.9
教 育 費	231,484	13.5	222,787	12.9	8,697	3.9
災 害 復 旧 費	82,579	4.8	86,222	5.0	▲3,643	▲4.2
公 債 費	154,515	9.0	134,630	7.8	19,885	14.8
諸 支 出 金	55,975	3.3	51,655	3.0	4,320	8.4
予 備 費	1,000	0.0	1,000	0.1	0	0.0
合 計	1,714,513	100.0	1,731,970	100.0	▲17,457	▲1.0

税とは？

なぜ私たちは税を納めなければならないのでしょうか？

私たちの毎日の生活は、国や地方公共団体の行政活動と深く結びついており、この活動を通じて、私たちはいろいろな公共サービスを享受しています。



例えば、国や地方公共団体は、私たちの生命や財産を犯罪や災害から守ったり、みんなで利用する道路、公園、学校を建設したり、社会保障として人々の生活を援助したり、科学技術や産業の振興を図るなど、いろいろな仕事を行っています。これらの公共的な仕事は、私たちが豊かで明るい社会生活を営むうえで必要不可欠なものばかりですが、これらの行政活動には多くの経費を必要とします。税は、これら国や地方公共団体に課せられた行政活動を行ううえで、欠くことのできない貴重な財源になっているのです。

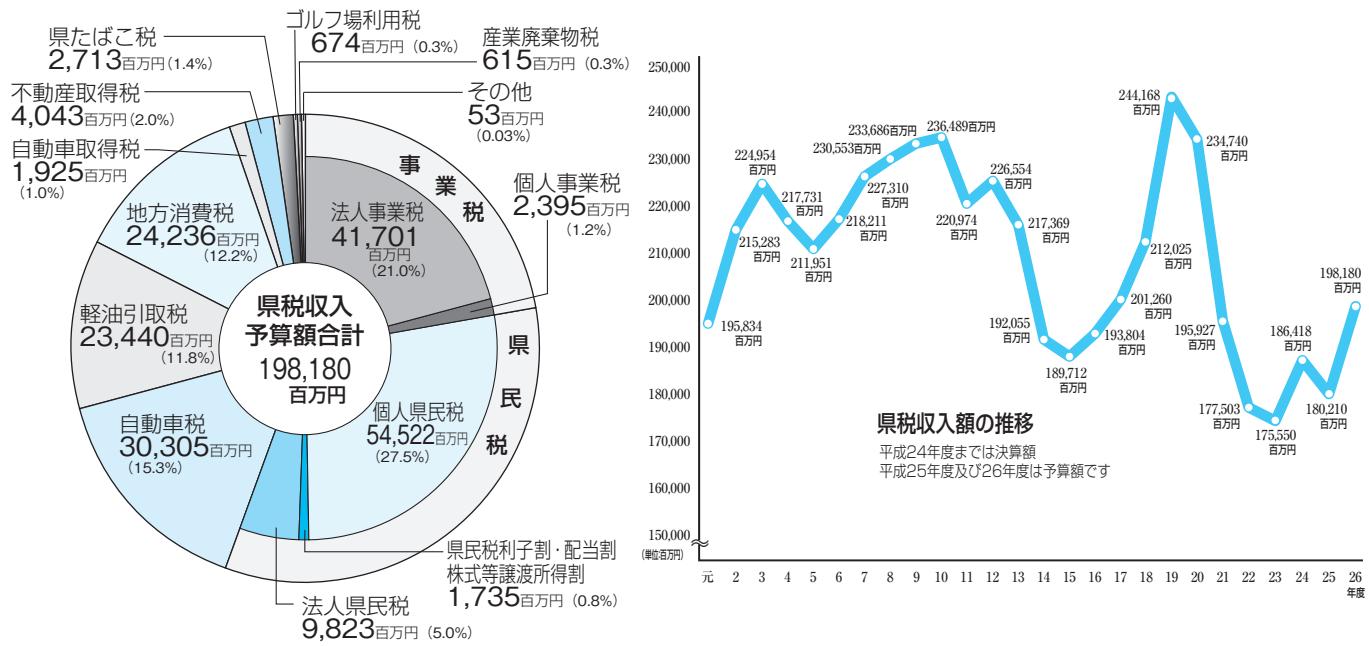
もし、私たちが税を納めなかったらどうなるのでしょうか。

国や地方公共団体は、行政活動を通じて、私たちの生活に欠かすことのできない公共サービスを提供していますが、国や地方公共団体といえども、お金の裏づけがなくなれば仕事ができなくなるのは当然です。そうなった場合、一番困るのは他でもない私たち自身ではないでしょうか。納税の義務が、国民の基本的な義務の1つ（憲法第30条）となっているのもそのためです。

私たちは「社会共通の経費」として税を負担し合うことによって、お互いに協力し助け合いながら社会生活を営んでいるといえるでしょう。

県税収入の特徴

平成26年度県税収入予算（当初）



区分	平成26年度	平成25年度	増減額	伸び率	構成比
	当初予算額A	当初予算額B	A-B	A/B	
個人県民税	54,522	51,790	2,732	105.3	27.5
法人県民税	9,823	8,663	1,160	113.4	5.0
県民税利子割	836	826	10	101.2	0.4
県民税配当割	676	443	233	152.6	0.3
県民税譲渡割	223	109	114	204.6	0.1
個人事業税	2,395	1,610	785	148.8	1.2
法人事業税	41,701	32,252	9,449	129.3	21.0
地方消費税	譲渡割	22,521	19,059	3,462	118.2
	貨物割	1,715	1,222	493	140.3
計		24,236	20,281	3,955	119.5
不動産取得税	4,043	3,306	737	122.3	2.0
県たばこ税	2,713	2,889	▲176	93.9	1.4
ゴルフ場利用税	674	627	47	107.5	0.3
自動車取得税	1,925	3,626	▲1,701	53.1	1.0
軽油引取税	23,440	22,961	479	102.1	11.8
自動車税	30,305	30,099	206	100.7	15.3
鉱区税	11	12	▲1	91.7	0.0
固定資産税	0	0	0	0.0	0.0
狩猟税	42	52	▲10	80.8	0.0
産業廃棄物税	615	664	▲49	92.6	0.3
県税計	198,180	180,210	17,970	110.0	100.0

県民1人当たりに使われるお金

一般会計歳出予算1兆7,145億1,300万円を、県民一人当たりに当てはめると…。

豆知識
1

1.教育費 119,500円

2.公債費 79,800円

3.民生費 80,200円

4.土木費 102,100円

5.商工費 102,500円



県民1人当たりが納める県税額
102,300円

6.総務費 33,100円

7.農林水産費 48,800円

8.警察費 23,500円

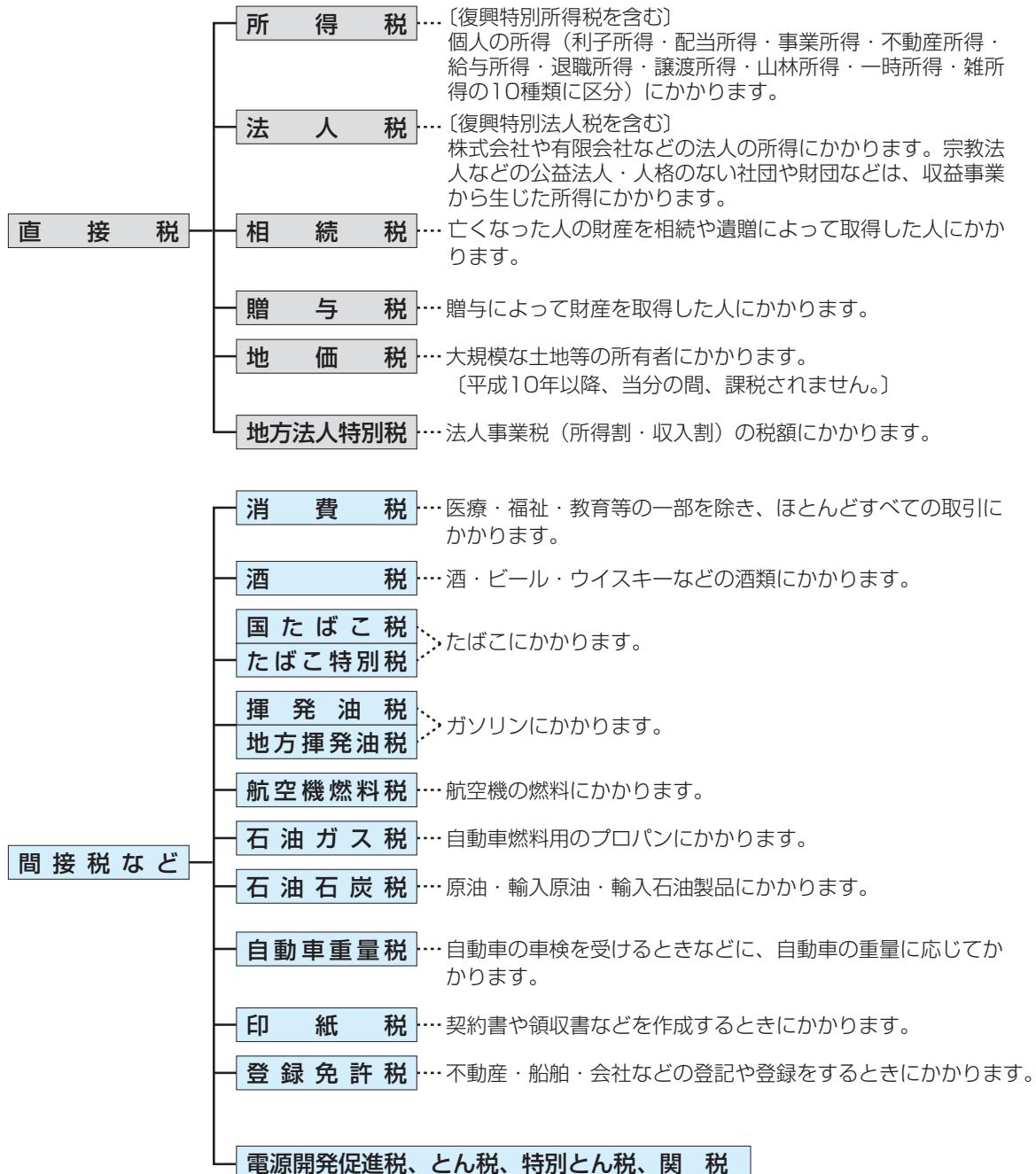
9.衛生費 205,200円

※100円未満は四捨五入しています

税金の種類

税金には、国に納める国税と、地方公共団体に納める地方税とがあります。地方税は、さらに県（都道府）税と市町村税に分かれます。

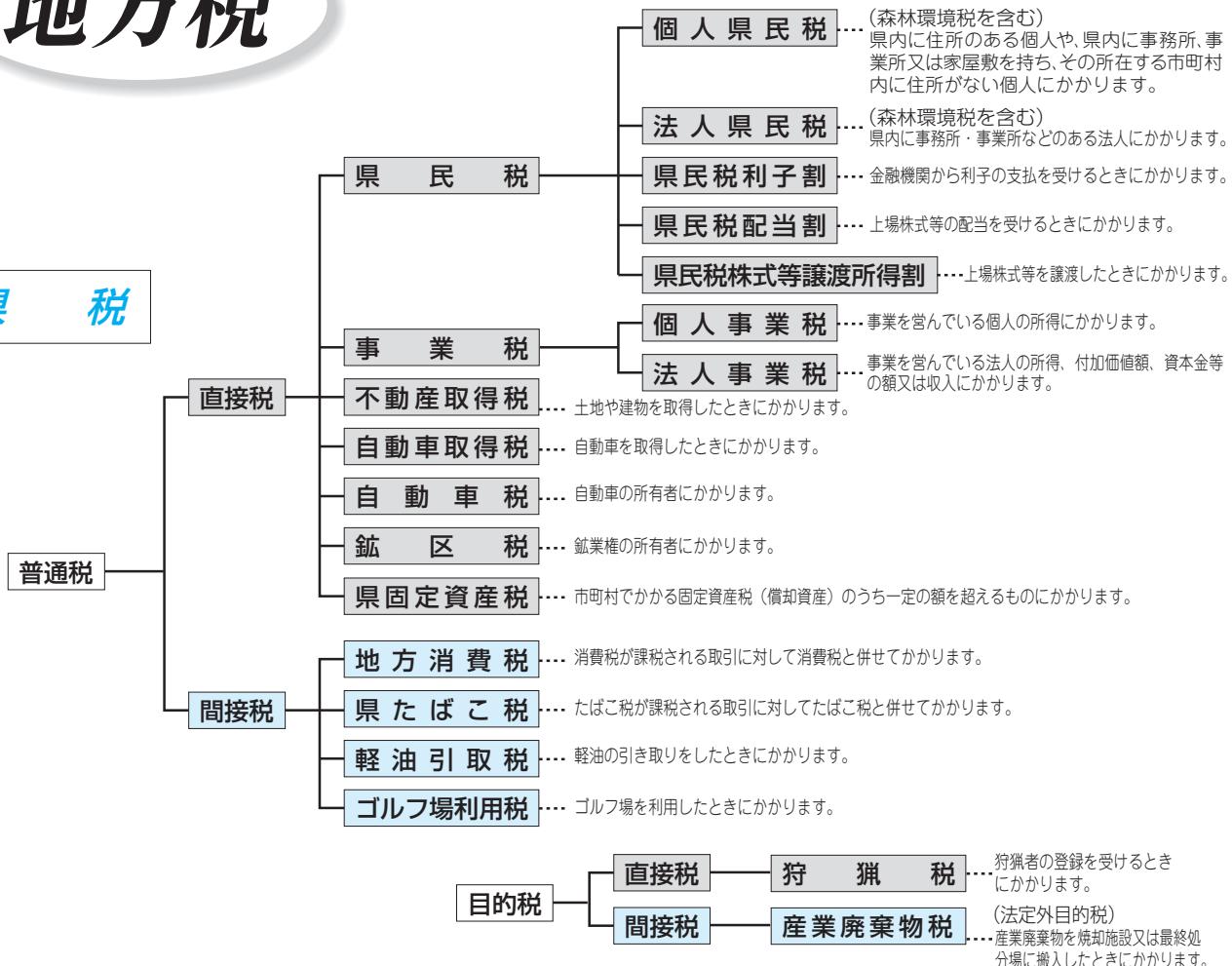
国 税



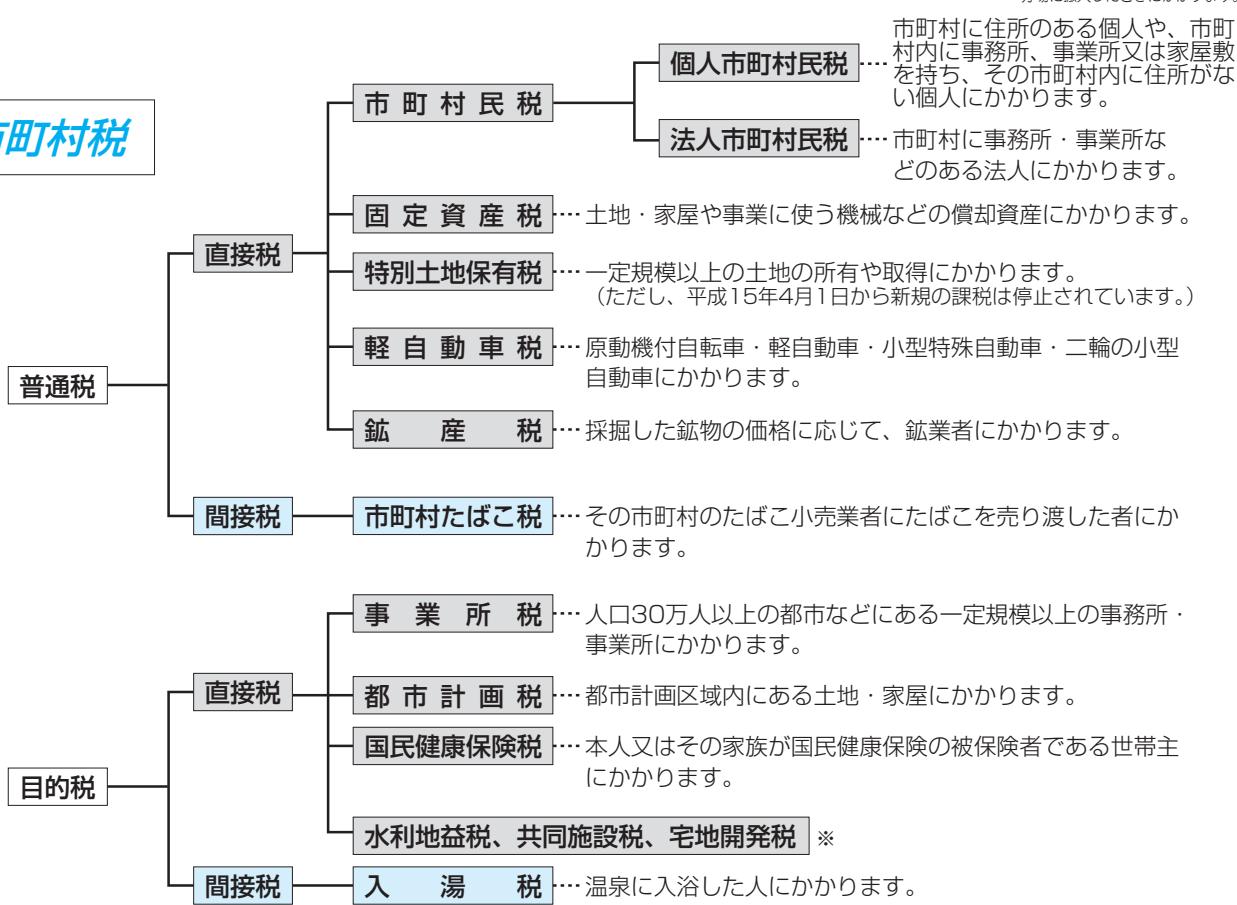
- 直接税**…………税金を負担する人と納める人が同じ税
間接税…………税金を負担する人と納める人が異なる税
普通税…………一般的な経費に充てるために課税される税
目的税…………特定の経費に充てるために課税される税
法定外普通税…………地方税法に定めのある税目以外の税で普通税であるもの
法定外目的税…………地方税法に定めのある税目以外の税で目的税であるもの

地方税

県 税



市町村税



※水利地益税・共同施設税・宅地開発税については、地方公共団体の判断で課税することができますが、現在、福島県内で課税している団体はありません。

県民税

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民の皆さんにその能力に応じて負担していただくもので、県民税には、個人に課税される個人県民税、法人に課税される法人県民税及び利子等の支払いを受ける者に課税される県民税利子割があります。また、個人で上場株式等の配当等や譲渡の対価等の支払いを受ける人に対し、配当割と株式等譲渡所得割が課税されています。

なお、市町村には市町村民税があり、個人県民税や法人県民税とあわせて、住民税と通常呼ばれています。

個人県民税

個人県民税は、税金を負担する能力のある人が所得の額に関係なく同じ額を負担する均等割と、所得金額に応じて負担する所得割からなっています。

なお、個人県民税は、市町村において個人の市町村民税とあわせて賦課徴収された後に県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年 1月 1日現在県内に住所のある個人……………均等割と所得割
- 毎年 1月 1日現在県内に事務所や事業所又は家屋敷を持ち、その事務所などのある市町村内に住所がない個人……………均等割のみ

◆納める額

●均等割（年額）

県民税	2,500円 (うち、森林環境税1,000円)	市町村民税	3,500円
-----	----------------------------	-------	--------

※ 「東日本大震災からの復興に関する地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行されたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの各年度分の均等割が県民税、市町村民税それぞれ年額500円引き上げられています。

県では、高等学校をはじめとする県有施設の耐震化などの緊急防災・減災事業に活用します。

●所得割（年額）

前年の所得に対して課税されます。

区分	税率
県民税	4%
市町村民税	6%

所得割の計算方法（一般例）

$$\text{前年の収入金額} - \text{必要経費} (\text{給与所得者は給与所得控除額}) - \text{各種所得控除額} = \text{課税所得金額}$$
$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除額} = \text{税額}$$

- 備考 1 退職所得については、通常、他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。
- 2 土地などの譲渡による譲渡所得については、通常、他の所得と区分して課税されます。
- 3 県民税配当割、県民税株式譲渡所得割として特別徴収された所得を申告した場合には、所得割として課税され、所得割額から先に特別徴収されている配当割額・株式等譲渡所得割額が控除されます。

◆課税されない人

●均等割も所得割もかからない人

- (1)生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2)障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人

●均等割がかからない人

前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の人

●所得割がかからない人

前年の総所得金額等が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の人

◆各種控除

1 所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ①(損失額-保険等の補てん額)-(総所得金額等×10%) ②(災害関連支出の金額-保険等の補てん額)-5万円
医療費控除	(支払った医療費-保険等の補てん額)-(総所得金額等×5%、または10万円のいずれか低い額) 控除限度額 200万円
社会保険料控除	支払った社会保険料の金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の金額
生命保険料控除	① 旧制度適用 (平成23年12月31日以前契約) ア 一般生命保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 イ 個人年金保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 ※ ア、イの合計適用限度額は 70,000円 … … … 適用限度額35,000円 … … … 適用限度額35,000円 ② 新制度適用 (平成24年1月1日以降契約) ア 一般生命保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 イ 個人年金保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 ウ 介護医療保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 ※ ア、イ、ウの合計適用限度額は 70,000円 … … … 適用限度額28,000円 … … … 適用限度額28,000円 … … … 適用限度額28,000円 ③ ①と②がある場合は、控除区分ごとに次の a、b のうち控除額が大きい方が適用されます。 (合計適用限度額は 70,000円) a 旧制度の控除額 b 旧制度の控除額と新制度の控除額の合計 (28,000円が上限)
地震保険料控除	①地震保険料 … 支払った保険料の額の2分の1 ②旧長期損害保険料 … 支払った保険料の額に応じて算出 ①と②両方がある場合 … ①と②の合計額 … … … 控除限度額25,000円 … … … 控除限度額10,000円 … … … 控除限度額25,000円
障害者控除	26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)
寡婦(夫)控除	26万円 (特別加算該当者は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円 (老人配偶者は38万円)
配偶者特別控除	配偶者の所得に応じ、3万~33万円
扶養控除	扶養対象扶養親族 (16歳以上の扶養親族) 1人につき ただし、特定扶養親族 (19歳以上23歳未満の扶養親族) は 老人扶養親族 (70歳以上の扶養親族) は 同居老親は … … … … … 33万円 … … … … … 45万円 … … … … … 38万円 … … … … … 45万円
基礎控除	33万円

(注) 平成22年度の税制改正により、平成24年度から18歳以下の扶養親族を有する方が受けることのできる扶養控除の額が変わりました。

2 税額控除

(1) 配当控除

総合課税される配当所得のある人について、一定の率を乗じた金額を控除します。

(2) 外国税額控除

外国で課税された所得税等の額のうち、所得税から控除しきれなかった額の一定額を控除します。

(3) 寄附金税額控除

地方自治体や一定の団体等に寄附した金額がある場合、その金額の一定額を控除します。

(ア) 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部への寄附金

(寄附金額-2千円) ×4% (市町村民税は6%)

(イ) 地方自治体(都道府県・市町村)に対する寄附金(ふるさと納税)

次のaとbの合計額

a (寄附金額-2千円) ×4% (市町村民税は6%)

b (寄附金額-2千円) × (90%-所得税の限界税率×1.021) ×40% (市町村民税は60%)

H26年度より

*所得割額の1割が上限

(ウ) 条例により指定した寄附金

(寄附金額-2千円) ×4% (市町村民税は6%)

(4) 住宅借入金等特別税額控除

平成11年から平成18年、または平成21年から平成29年までの間に入居し、前年分の所得税の住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、一定額を住民税から控除します。

(5) 調整控除

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除の差を調整するため、次の金額を控除します。

(ア) 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人

次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額の5% (県民税2%、市町村民税3%)

(ア) 人的控除額の差の合計額

(イ) 個人住民税の課税所得金額

(イ) 個人住民税の課税所得金額が200万円超の人

{人的控除額の差の合計額-(個人住民税の課税所得金額-200万円)} ×5% (県民税2%、市町村民税3%)

* 2,500円未満の場合は2,500円 (県民税1,000円、市町村民税1,500円)

◆申告と納税

申告や納税などの事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村で行います。

1 申 告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人住民税（県民税+市町村民税）の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- (3) 給与所得のみの人は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除等の控除を受けようとする場合は、申告書を提出してください。

2 納 稅

- (1) 給与所得者については、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて、納めることになっています。
- (2) 給与所得者以外の所得者については、原則として6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町村から送付される納税通知書によって納めることになっています。
- (3) 4月1日現在65歳以上の公的年金受給者の方は、支給される公的年金から公的年金にかかる個人住民税が差し引かれます。

住民税の計算方法

(例) 福島市に住む夫婦と子供（妻…無職、長男…大学3年生、長女…中学1年生）の4人家族の場合です。

平成26年度の住民税はいくらになりますか。

〔給与収入750万円、社会保険料75万円、生命保険料（平成24年2月1日契約）5万5千円〕

A 総 収 入 金 額 7,500,000円

B 給与所得控除額 1,950,000円

$$7,500,000円 \times 10\% + 1,200,000円 = 1,950,000円$$

（注）収入額が660万円を超える1,000万円以下の場合は、当該収入額の10%と120万円の合計額が給与所得控除額になります。

C 所 得 金 額 5,550,000円

(A-B)

D 所 得 控 除 額 1,887,750円

社会保険料控除額……………750,000円

生命保険料控除額……………27,750円

$$55,000円 \times 1/4 + 14,000円$$

（注）新制度適用の支払った保険料が40,000円を超える70,000円以下のときの計算式です。

配偶者控除額……………330,000円

扶養控除額……………450,000円

（注）長男には、特定扶養親族（19歳以上23歳未満）控除45万円が適用されます。

基礎控除額……………330,000円

計 1,887,750円

E 課 稅 所 得 金 額 3,662,000円 （千円未満切捨て）

(C-D)

F 所 得 割 額 363,600円 (E × 税率 - 調整控除)

県民税：3,662,000円 × 4% - 1,000円（調整控除）→ 145,400円（百円未満切り捨て）

市民税：3,662,000円 × 6% - 1,500円（調整控除）→ 218,200円（百円未満切り捨て）

G 均 等 割 額 6,000円

県民税：2,500円（うち森林環境税1,000円）

市民税：3,500円

H 平成26年度住民税額 369,600円

(F+G)

県民税：147,900円

市民税：221,700円

豆知識

3



奥さんがパートタイムで働いたときの住民税と所得税

※妻に扶養親族がないときです。

パ ー ト 年 収	配偶者自身に税金がかかるか		配偶者控除の対象となるか		配偶者特別控除の対象となるか	
	住 民 税 (所得割)	所 得 税	住 民 税	所 得 税	住 民 税	所 得 税
100万円以下	かからない		かからない		な る	
100万円超103万円以下						
103万円超141万円以下						
141万円超						
	かかる	かかる	かかる	ならない	な る	ならない
					※年収に応じて控除額が異なる	
						ならない

法人県民税

◆納める人

- 県内に事務所・事業所がある法人 均等割と法人税割
 - 県内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブなどがある法人 均等割
 - 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所等があるもの 法人税割
- ※法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものは法人とみなされ、上記の区分によって納税義務を負うことになります。

◆納める額

区分		納める額	区分		納める額	
					H26.9.30以前	H26.10.1以後
均等割	公共法人、公益法人等 資本金等の額※1が1,000万円以下の法人等	年額 22,000円 (うち森林環境税2,000円)	法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	法人税額 ×5.8% ※2	法人税額 ×4% ※3
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000円 (うち森林環境税5,000円)		資本金の額又は 出資金の額が 1億円以下の法人	課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える場合	
	// 1億円を超え10億円以下の法人	年額 143,000円 (うち森林環境税13,000円)			// 年1,000万円以下の場合	// ×5% ※2
	// 10億円を超え50億円以下の法人	年額 594,000円 (うち森林環境税54,000円)				// ×3.2%※3
	// 50億円を超える法人	年額 880,000円 (うち森林環境税80,000円)				

(注) ※1 「資本金等の額」とは、法人が株主等から出資を受けた金額をいいます。
 ※2 平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。
 ※3 平成26年10月1日以後に開始し、平成29年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。
 4 均等割については、平成28年3月31日以前に開始する事業年度分に森林環境税として10%が加算されます。
 5 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の法人税額に対する課税となります。

◆申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額等が10万円を超える法人)	予定申告	前事業年度の $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}} + \text{均等割額}$	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告 (連結法人を除く)	法人税額 × 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修正申告	申告した税額に不足額等があることを発見したとき	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 確定納付額	すみやかに提出
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(法人税額 × 税率 + 均等割額) - 確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1か月以内
公共法人等		均等割額	4月30日

(注)

※平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については「3.8」となります。

確定申告書の提出期限の延長

会計監査人の監査を受けなければならないなどの理由により決算が確定せず、確定申告書の提出期限までにその提出ができない状況にある場合は、国税である法人税の申告期限の延長が承認されたものに限り、その旨の届出書を提出すれば、以後、継続して確定申告書の提出期限が1か月延長されます。(ただし、特別の事情により、事業年度終了の日の翌日から3か月以内に当該事業年度の決算について定期総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する期間)

森林環境税

本県の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくため、森林環境の保全などのために使われます。

◆税の仕組み

森林環境税は、県民税均等割に加算して納めていただきます。

◆納める人

県民税均等割の納税義務者と同じです。

◆納める額

[個人の場合] 年額1,000円 (均等割額1,500円に加算)

[法人の場合] 年額 均等割額の10%相当額

区分	森林環境税
公共法人、公益法人等 資本金等の額※1が1,000万円以下の法人等	2,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	5,000円
// 1億円を超え10億円以下の法人	13,000円
// 10億円を超え50億円以下の法人	54,000円
// 50億円を超える法人	80,000円

県民税利子割

◆納める人

県内に所在する銀行などの金融機関等の営業所等を通じて、利子等の支払を受ける者
(金融機関等が、利子等の支払の際に県民税利子割を徴収し、県に納めます。)

◆納める額

支払を受けるべき利子等の額の……5/100

[このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。]

備考 「利子等」とは、預貯金や国債の利子、抵当証券の利息、契約期間が5年以内の一時払養老保険の差益、懸賞金付預貯金等の懸賞金などをいいます。
ただし、所得税において非課税制度の適用を受けている次の利子等についてはこれに含みません。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方などの預貯金利子等
- ②サラリーマンが受ける財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄にかかる利子等

◆非課税

区分		非課税限度額
母子家庭、身体障害者	①少額預金非課税制度(マル優)	いずれも非課税限度額は350万円
	②少額公債非課税制度(特別マル優)	
勤労者	①財産形成住宅貯蓄	非課税限度額は①、②をあわせて550万円
	②財産形成年金貯蓄	

※郵便貯金非課税制度(マル優)は平成19年10月1日に廃止されました。日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象になります。また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

●非課税の手続きについて

1 利子等についての非課税手続きには、金融機関等の窓口に次の書類を提出することが必要です。

①マル優・特別マル優：非課税貯蓄申告書

非課税貯蓄申込書

②財産形成住宅(年金)貯蓄：財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書

財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書

2 非課税手続き用の各書類は、提出先の金融機関等に備えてあります。

3 非課税の手続きには、各書類の他に本人であることの確認等も必要となりますので、詳しい内容につきましては、金融機関等にお問い合わせください。

◆申告と納税

金融機関等が、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割額のうち、個人にかかる部分につき県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税配当割

◆納める人

県内に住所を有する個人で、上場株式等の配当等の支払を受ける者

(配当等の支払をするもの(株式会社等)が、配当等の支払の際に県民税配当割を徴収し、県に納めます。)

備考 1 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭売買銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

2 「配当等」とは、①剰余金の配当 ②利益の配当 ③剰余金の分配 ④基金利息の収益の分配 ⑤投資信託の収益の分配 ⑥特定受益証券発行信託の収益の分配をいいます。

◆納める額

支払を受ける配当等の額の5/100〔このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。〕となります。

◆申告と納税

配当等の支払をするものが、配当等を支払った翌月の10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

◆納める人

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける個人で、その譲渡の対価等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者(源泉徴収選択口座が開設されている証券業者が支払を受ける人から徴収し、県に納めます。)

備考 1 「源泉徴収選択口座」とは、1金融商品取引業者につき1口座のみ開設できる特定口座(上場株式等の保管の委託又は信用取引に係る口座)のうち、証券業者に特定口座源泉徴収選択届出書を提出した特定口座をいいます。

2 「上場株式等」とは、①金融商品取引所に上場されている株式等 ②店頭売買銘柄として登録された株式 ③店頭転換社債型新株予約権付社債 ④店頭管理銘柄株式 ⑤外国金融商品市場において売買されている株式等をいいます。

◆納める額

支払を受ける源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡益の5/100〔このほかに所得税及び復興特別所得税(国税)において15.315/100が課税されます。〕となります。

◆申告と納税

源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡の対価等の支払をする証券業者が、原則として年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割額のうち、県の徴収事務費を控除した金額の3/5の金額が県内の市町村に交付されます。

事業税

事業を行う場合には、道路など各種の公共施設を利用するなどの公共サービスを受けています。この税金は、その経費の一部を負担していただくもので、個人に課税される個人事業税と法人に課税される法人事業税とがあります。

個人事業税

◆ 納める人と納める額

県内で次の事業を営んでいる個人に課税されます。

区分	事業の種類	納める額
第一種事業	物品販売業、製造業、飲食店業、不動産売買業、不動産貸付業、運送業、駐車場業、請負業など	課税所得額の5/100
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うものは課税されません）	課税所得額の4/100
第三種事業	医業、歯科医業、理容業、美容業、コンサルタント業、デザイン業、クリーニング業など	課税所得額の5/100
	あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業など	課税所得額の3/100

※ソフトウェア開発の事業（広くコンピュータに関する事業）について、平成23年度（平成22年所得税確定申告分）から業務の形態によって「請負業等」とみなされる場合には、課税の対象としております。

◆ 各種控除

損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除、事業用資産の譲渡損失の繰越控除、事業専従者給与（控除）、事業主控除（年290万円）が所得の計算上控除されます。

◆ 申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 年の中途中に事業をやめた場合は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に申告してください。
- (3) 所得税の確定申告書、または道府県・市町村民税の申告書を提出された場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、または道府県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

2 納税

県から送付される納税通知書によって、9月1日まで（第1期分）、12月1日まで（第2期分）の2回に分けて納めることになっています。

ただし、以下の市町村に住所のある方は、所得税の期限延長措置終了に伴い、1月5日まで（第1期分）、3月31日まで（第2期分）の2回に分けて納めることとなっています。

○ 対象市町村

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
なお、税額が10,000円以下の場合は、第1期分にその全額を納めることになっています。

個人事業税の計算方法

（例）夫婦で飲食店を経営し、昨年の年間収入は1,500万円（必要経費950万円）でした。

また、青色申告を行っており、妻には150万円の給与を支給しました。

この場合の個人事業税はいくらになりますか？

-----総収入金額15,000,000円-----		
-----事業所得等の金額4,000,000円-----		
課税所得金額 1,100,000円	事業主控除額2,900,000円	必要経費11,000,000円 (9,500,000円+1,500,000円〈事業専従者給与〉)
-----→個人の事業税額-----1,100,000円×5%=55,000円-----		
-----8月(第1期分) 28,000円 11月(第2期分) 27,000円-----		

法人事業税

◆納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人（人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業または法人課税信託の引受けを行うもの、法人課税信託の引受を行う個人を含む。）

◆納める額

区分	法人の種類	所得等の区分			税率	
		H26.9.30以前※4	H26.10.1以後※5			
所得・清算所得を課税標準とするもの	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得割 軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	
			年400万円を超える年800万円以下の所得	4%	5.1%	
			年800万円を超える所得及び清算所得※2	5.3%	6.7%	
	特別法人 協同組合 信用金庫 医療法人 等	所得割 軽減税率適用法人	軽減税率不適用法人※1			所得及び清算所得※2
			年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	
			年400万円を超える所得及び清算所得※2	3.6%	4.6%	
収入金額を課税標準とするもの	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.7%	0.9%	
外形標準課税法人 【所得割+付加価値割+資本割の合算額】	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割 軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	
			年400万円を超える年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	
			年800万円を超える所得及び清算所得※2	2.9%	4.3%	
			軽減税率不適用法人※1			所得及び清算所得※2
		付加価値割	付加価値額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料士単年度損益)	0.48%	0.48%	
		資本割	資本金等の金額	0.2%	0.2%	

○地方法人特別税※3

法人の種類	課税標準	税率	
		H26.9.30以前※4	H26.10.1以後※5
外形標準課税法人以外の法人		81%	43.2%
外形標準課税法人	法人事業税所得割額	148%	67.4%
収入金額を課税標準とする法人	法人事業税収入割額	81%	43.2%

(注)

※1 軽減税率不適用法人は、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人が該当します。

※2 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

※3 地方法人特別税とは、法人事業税に併せて申告納付する国税です。

※4 平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

※5 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

◆申告と納税

申告の種類		納める額	申告納付期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人等)	予定申告	前事業年度の税額× ⁶ ※ 前事業年度の月数	事業年度開始の日から6か月 を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告(連結法人を除く)	仮決算の所得金額等×税率	
確定申告		(所得金額等×税率)-中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内 (申告期限の延長が承認された場合を除く)
修正申告	申告した所得金額に不足額があることを発見したとき	(所得金額等×税率)-確定納付額	すみやかに提出
	申告後に税務署の更正又は決定を受けたとき	(所得金額等×税率)-確定納付額	税務署が更正又は決定の通知をした日から1か月以内

(注)

※ 平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、法人事業税は「7.5」、地方法人特別税は「4」となります。

備考 1 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納税することになっています。

2 申告と納税などは、法人県民税とあわせて行うことになっています。

不動産取得税

この税金は、不動産（土地・家屋）の取得に対して課税されるものです。

◆納める人 土地や家屋を取得した者

◆納める額 取得したときの不動産の価格×税率（※）

また、平成27年3月31日までに宅地評価土地を取得したときは、土地の価格が2分の1になります。

（※）下表のとおり、税率が適用されます。

不動産（土地・家屋）の取得日	土地	住宅	住宅以外の家屋
平成20年4月1日から 平成27年3月31日まで	3%	3%	4%

1 不動産の価格

- (1) 土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した場合……原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
- (2) 新築や増改築した家屋または造成などが行われた土地を取得した場合……県または市町村が調査して固定資産評価基準により評価した価格をいいます。

2 不動産の取得

法務局の登記の有無、また有償・無償にかかわらず、法律上の原因に基づいて不動産の所有権を現実に取得することをいいます。取得の原因には、例えば、売買、交換、贈与、新築、増築、改築などがあります。

◆申告と納税

- 1 申告 不動産を取得した日から 60 日以内です。
- 2 納税 県から送付される納税通知書により定められた期限までに納めることになっています。

◆免税点

次の場合には不動産取得税は課税されません。

- (1) 取得した土地の価格が……………10万円未満の場合
- (2) 新築した家屋の価格または増築もしくは改築したときの価格が……………23万円未満の場合
- (3) 売買・交換・贈与などにより取得した家屋の価格が……………12万円未満の場合

◆非課税（主なもの）

- (1) 土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地、または同法による農用地の交換分合により土地を取得したとき。
- (2) 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地を取得したとき。
- (3) 相続や法人の合併により不動産を取得したとき。
- (4) 保安林・墓地または公共の用に供する道路・運河用地・水道用地・用悪水路・ため池・堤とうなどの用に供するために土地を取得したとき。

不動産取得税の計算方法

1 平成26年5月に「価格」1,500万円の新築住宅（課税の特例①の要件を満たすもの）を建てました。

この家に対する不動産取得税は、いくらになりますか。

$$(15,000,000円 - 12,000,000円) \times 3\% = 90,000円$$

（価格） （控除額） （税率） （納付すべき税額）

2 平成26年5月に土地を取得し、その上に平成26年8月に新築住宅（課税の特例①の要件を満たすもの）を建てました。

この土地に対する不動産取得税は、いくらになりますか。

- ・土地の面積 400m²（宅地）
- ・土地の固定資産課税台帳の登録価格 800万円
- ・新築住宅の延床面積 120m²

(1) 減額前の税額 8,000,000円 × 1/2 × 3% = 120,000円

（価格） （注）（税率） （税額）

（注）宅地評価土地を取得していますので、
土地の価格が1/2となります。

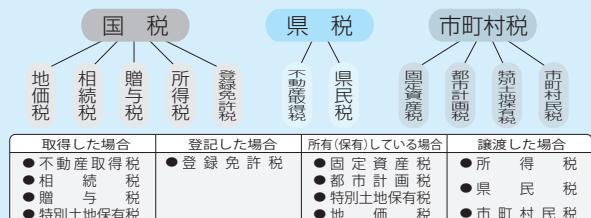
(2) 新築住宅用としての減額 $(8,000,000円 \times 1/2 \div 400m^2) \times (120m^2 \times 2 \rightarrow 200m^2) \times 3/100 = 60,000円$

(3) 納付すべき税額 120,000円 - 60,000円 = 60,000円



Q：不動産に関するある税金には
どのようなものがありますか。

A：それぞれの場合に応じて、次
のような税金がかかります。



◆課税の特例

(主として住宅及び住宅用土地の取得についてのもの)

区分	要件	控除または減額の額																	
住宅の課税標準の特例	<p>①新(増改)築住宅</p> <p>次の要件に該当する住宅を建築により取得した場合 ○住宅部分(※)の床面積が50m² (戸建住宅以外の貸家住宅にあっては40m²)以上240m²以下のもの (※)住宅用の車庫、物置等も含みます。また、増改築の場合は既存部分とあわせた部分になります。</p>	<p>左の要件を満たす場合、家屋の価格から1戸につき1,200万円(※)が控除されます。 ○価格が1,200万円未満である場合はその額が限度です。 ○一戸建て以外の住宅については、独立した区画ごとに控除されます。 ※「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行日(平成21年6月4日)以後、同法に規定された「長期優良住宅」として認定を受け、特例適用要件を満たす住宅を平成28年3月31日までに新築により取得した場合は1,300万円となります。</p>																	
	<p>②中古住宅</p> <p>次のすべての要件に該当する中古住宅を個人が取得した場合 1 個人が自己の居住用として取得したもの。 2 床面積が50m²以上240m²以下のもの。 3 次のいずれかの要件に該当するもの (1)木造(軽量鉄骨造を含む)新築後20年以内 非木造新築後25年以内 (2)昭和57年1月1日以後に新築されたもの、又は取得した日前2年以内に建築士等が行う耐震診断によって、新耐震基準に適合していることの証明がされているもの。 (※) 平成26年4月1日以降に耐震基準に適合していない中古住宅を取得し、取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることの証明を受け、取得した個人が自ら居住した場合についての軽減措置があります。</p>	<p>新築された時に応じて家屋の価格から次の額が控除されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新築された日</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和29年7月1日～昭和38年12月31日</td> <td>(※)100万円</td> </tr> <tr> <td>昭和39年1月1日～昭和47年12月31日</td> <td>(※)150万円</td> </tr> <tr> <td>昭和48年1月1日～昭和50年12月31日</td> <td>(※)230万円</td> </tr> <tr> <td>昭和51年1月1日～昭和56年6月30日</td> <td>(※)350万円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年7月1日～昭和60年6月30日</td> <td>(※)420万円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年7月1日～平成元年3月31日</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td>平成元年4月1日～平成9年3月31日</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成9年4月1日以後</td> <td>1,200万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 左の3(2)の要件をご確認ください。</p>	新築された日	控除額	昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	(※)100万円	昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	(※)150万円	昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	(※)230万円	昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	(※)350万円	昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	(※)420万円	昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円	平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円	平成9年4月1日以後
新築された日	控除額																		
昭和29年7月1日～昭和38年12月31日	(※)100万円																		
昭和39年1月1日～昭和47年12月31日	(※)150万円																		
昭和48年1月1日～昭和50年12月31日	(※)230万円																		
昭和51年1月1日～昭和56年6月30日	(※)350万円																		
昭和56年7月1日～昭和60年6月30日	(※)420万円																		
昭和60年7月1日～平成元年3月31日	450万円																		
平成元年4月1日～平成9年3月31日	1,000万円																		
平成9年4月1日以後	1,200万円																		
住宅用の土地の減額	<p>③新築住宅用土地</p> <p>上記①の新築住宅の土地を取得した場合で、次の要件に該当するとき ①土地を取得した日から3年以内(※)に、その土地の上に住宅が新築されたときで、次の②または④に該当する場合。 ②土地を取得した者が、その土地を住宅の新築の時まで引き続き所有しているとき。 ③土地を取得した者が、土地を譲渡し、当該土地の譲受人が住宅を新築したとき。 (※) 平成28年3月31日までの土地の取得に限る。 ②土地を取得した日前1年内に、その土地の上に住宅を新築していたとき。</p>																		
	<p>④新築(未使用)建売住宅用土地</p> <p>自己居住用</p> <p>自己居住用の土地付新築未使用住宅(上記①に該当する住宅で、平成10年4月1日以降に新築されたものに限る。)を取得したとき。 ○土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地を取得した日から1年内に、その土地の上にある住宅を取得したとき、又は、土地を取得した日前1年内に、その土地の上にある住宅を取得していたとき。</p>	<p>取得した土地の税額から、次のいずれか多い方の額が減額されます。</p> <p>○45,000円 ○土地1m²当たりの価格(備考3) × 住宅の床面積の2倍(一戸につき200m²が限度) ×3/100</p>																	
	<p>自己居住用以外</p> <p>自己居住用以外の土地付新築未使用住宅(上記①に該当する住宅)を新築後1年内に取得したとき。</p>																		
	<p>⑤中古住宅用土地</p> <p>上記②((※)の場合を除く)の中古住宅の敷地を取得した場合で、次の要件に該当するとき。 ○住宅の取得が土地を取得した日から1年内のとき。 ○住宅の取得が土地を取得した日前1年内のとき。</p>																		

- 備考
- その他公共事業のために不動産を収用されまたは譲渡し、それに代わるものと認められる不動産をその収用等の日から2年以内に取得した場合などについても、課税の特例があります。
 - 上記の課税の特例の適用を受けるためには、事実を証する書類を添えて特例適用の申告書を地方振興局県税部に提出しなければなりません。なお、住宅用の土地の減額について、あわせて減額申請書を提出することが必要です。また、上記③～⑤のうち③の①を除き住宅と住宅用土地の取得者が異なる場合には、この軽減措置は適用されません。
 - 宅地評価土地の場合は、その価格に2分の1を乗じた後の1m²当たりの価格です。

自動車税

この税金は、自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに対しての整備費や教育・産業の振興などのために使われています。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売等で売主（ディーラー等）が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間）で定められており、主なものは下表のとおりです。

なお、自動車税は、4月1日（賦課期日）現在の所有者に課税されますが、年度の中途で廃車や新規登録をした場合は、次のとおり月割りの税額になります。

○4月1日後に廃車をした場合……4月から廃車をした月までの分

○新規登録をした場合……新規登録をした月の翌月から3月までの分



◆申告と納税

- 1 申告　　自動車を購入・廃車・登録事項の変更などをしたときは、そのつど、登録するときに自動車税の申告書を提出することになっています。
- 2 納税　　県から送付される納税通知書により5月末日までに納めることになっています。
ただし、4月1日後に新規登録をした場合は申告のときに月割りで納めることになっています。

身体障がい者等の減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合については、申請により自動車税の減免を受けることができます。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

車を売買したとき、車の使用をやめたとき、住所を変更したときなどは、管轄の運輸支局で登録変更等の手続きをしましょう。手続きを忘れると、使用していない車に税金が課されるなどのトラブルの原因ともなります。

自動車税はコンビニエンスストアでも納めることができます。

- 金融機関、郵便局に加え、コンビニエンスストアでも自動車税を納めることができます。（ただし、コンビニでの納付は専用のバーコードが印字されている納税通知書のみ利用できます）
利用できるのは、下記のコンビニエンスストアです。夜間・休日を問わず全国の店舗から納めて頂くことができます。
- 利用できるコンビニエンスストア
エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK（マルチメディアキオスク）設置店（コンビニ以外の店舗を含む。無人端末機は除く。）

◆自動車税年税額一覧表（主なもの）

区	分	年 税 額	
		営業用	自家用
乗用車	総排気量 1ℓ以下	7,500円	29,500円
	// 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	34,500円
	// 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	39,500円
	// 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	45,000円
	// 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	51,000円
	// 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	58,000円
	// 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	66,500円
	// 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	76,500円
	// 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	88,000円
	// 6ℓ超	40,700円	111,000円
トラック	最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
	// 1トン超～2トン以下	9,000円	11,500円
	// 2トン超～3トン以下	12,000円	16,000円
	// 3トン超～4トン以下	15,000円	20,500円
	// 4トン超～5トン以下	18,500円	25,500円
	// 5トン超～6トン以下	22,000円	30,000円
	// 6トン超～7トン以下	25,500円	35,000円
	// 7トン超～8トン以下	29,500円	40,500円
	// 8トン超	29,500円に8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額	40,500円に8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上であるもの（貨客兼用車）	最大積載量 1トン以下で総排気量 1ℓ以下	10,200円
		// 1ℓ超～1.5ℓ以下	11,200円
		// 1.5ℓ超	12,800円
バス	乗車定員 30人以下	一般乗合用	そ の 他
	// 30人超～40人以下	12,000円	26,500円
	// 40人超～50人以下	14,500円	32,000円
	// 50人超～60人以下	17,500円	38,000円
	// 60人超～70人以下	20,000円	44,000円
	// 70人超～80人以下	22,500円	50,500円
	// 80人超	25,500円	57,000円
		29,000円	64,000円

納税通知書の右には、自動車の継続検査・構造等変更検査(車検)用の納税証明書がついています。

この納税証明書は、みなさんが銀行や郵便局などの窓口で税金を払い込み、領収印が押されると効力が発生するようになっています。

車検を受けるときは、この納税証明書が必要ですから、車検証とあわせて保管しておいてください。

自動車税 Q&A

自動車が増えるにつれて、自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています。
次のようなことに注意して、快適なドライブをしましょう。

Q 手放した自動車の納税通知書が届いたのですが、どうしてでしょうか。

A 自動車税は4月1日現在の登録名義人である所有者に課税されますので、移転の登録や抹消の登録が行われていないと、もとの所有者に課税されます。自動車を下取りに出したり、他人に譲ったときには、必ず移転又は抹消の手続きをしましょう。

Q 車検切れで使用していない自動車にも自動車税が課税されるのでしょうか。

A 車検切れの自動車であっても、自動車としての機能を失っていない限り自動車税が課税されます。壊れて動かなくなったり、使用しなくなった車は運輸支局で抹消の手続きをしましょう。抹消の手続きをすれば、翌月から課税されなくなります。すでに年税額を納めている場合には、抹消した翌月以降の税金は返ってきます。

Q 住所が変わって、住民票は移したのに納税通知書が来ませんが、どうしてでしょうか。

A 自動車税の納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送っています。住所が変わったときには、必ず運輸支局で変更登録の手続きをしましょう。なお、その際に住所の表記は詳しく正確にお願いします。

自動車税のグリーン化税制（環境配慮型税制）

環境に優しい自動車の開発や普及を促すため、平成14年度から自動車税のグリーン化税制が実施されております。このため、環境負荷の大きい自動車は税率が加重され、環境負荷の小さい自動車は税率が軽減されることになります。

◆税率が高くなる自動車

次の自動車については、通常の税率より概ね10%自動車税が加重されます。

	初年度登録の時期	適用期間
ディーゼル車	平成14年3月以前	重課税率適用済み
	平成14年4月～平成15年3月	平成26年度課税分から
ガソリン車・LPG車	平成12年3月以前	重課税率適用済み
	平成12年4月～平成13年3月	平成26年度課税分から

※ 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗用バス及び被けん引車については、加重されません。

◆税率が低くなる自動車

平成25年度に新車新規登録された、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、登録の翌年度1年間に限り税率が軽減されます。

対象となる自動車	税率
電気自動車、プラグインハイブリット自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車	
平成17年排出ガス基準75%低減達成 	概ね50%軽減 
	概ね25%軽減 

※ 平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算出していない自動車の場合に限り適用されます。

NPO法人等の減免（平成26年度～）

NPO法人等が所有し、専ら「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に規定する事業のために使用する自動車で一定の要件を満たした場合、自動車税が減免されます。

自動車取得税

この税金は、道路等の行政サービスから得る利益に着目とともに、環境への配慮の必要から、自動車の取得に対して課税されるものです。

◆納める人

自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した者（割賦販売等で売主（ディーラー等）が自動車の所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。）

◆納める額

自動車の取得価額の……3／100（営業用自動車と軽自動車は2／100）

（※）自動車の取得価額には、自動車を取得する際にエアコン、カーナビ等の取付用品（付加物）を併せて取得した場合には、その価額も含まれます。

◆免税・非課税

次の取得に対しては課税されません。

- (1) 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- (2) 相続による取得
- (3) 法人の合併または一定の分割による取得
- (4) 所有権留保付で売買された自動車で、代金完済などにより、所有権が買主へ移転した場合の取得
- (5) 自動車販売業者からの取得のうち自動車の性能が良好でないことなどの理由で取得の日から1か月以内にその自動車販売業者に返還した場合

エコカー減税等（主なもの）

〈平成26年度〉

軽減措置等 対象車	排出ガス要件	燃費要件	措置内容	
			新車の取得	中古車の取得
電気自動車	—	—	非課税	取得価額から45万円控除
プラグインハイブリッド自動車	—	—		
天然ガス自動車	ポスト新長期規制 (H21基準) +10% (NOx) 低減	—		
クリーンディーゼル乗用車	H21基準適合 (乗用車、燃料：軽油)	—		
低燃費車 (乗用車及び2.5t以下のバス・トラック等)	平成17年排出ガス基準75%低減達成	平成27年度燃費基準+20%達成	非課税	取得価額から45万円控除
		平成27年度燃費基準+10%達成	税率を80%軽減	取得価額から30万円控除
		平成27年度燃費基準達成	税率を60%軽減	取得価額から15万円控除

◆申告と納税

次に掲げる日までに申告し、納めることになっています。

○新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合……その登録または届出のとき

○移転登録をすべき自動車を取得した場合……その登録をすべき事由があった日から15日以内（その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき）

○その他の自動車を取得した場合……取得の日から15日以内

（注）申告を代理人等に委託したときは、必ずその控えを受け取り、内容をよく確認してください。

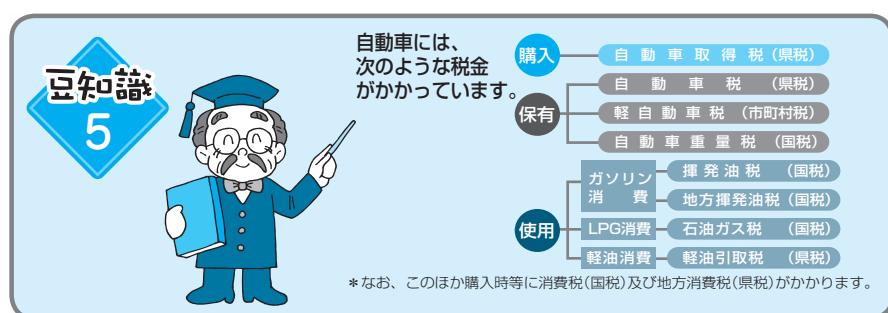
◆市町村への交付

県に納付された自動車取得税の66.5／100の金額は、管理する市町村道の延長及び面積に応じ、県内の市町村に交付されます。

身体障がい者等の減免

自動車税と同様に、一定の要件に該当する身体障がい者などの足がわりとして使用する自動車や構造変更をした自動車の取得については、登録の際に申請すると自動車取得税が減免されます。

詳しくは、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。



鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えていることに対する負担として課税されるものです。

◆納める人 ◆納める額

- 県内に鉱区をもっている鉱業権者
- 砂鉱を目的としない鉱区 試掘鉱区…面積100アールごとに年額200円
採掘鉱区…面積100アールごとに年額400円
ただし、石油または可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の2／3となります。
- 砂鉱を目的とする鉱区 面積100アールごとに年額200円

◆申告と納税

- 1 申告 納税義務が発生または消滅した日から7日以内に申告することになっています。
- 2 納税 県から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。

県固定資産税

本来は市町村税ですが、ダムや大工場など一定限度以上の大規模施設等の償却資産に対して県が課税するものです。

◆納める人 ◆納める額 ◆申告と納税

一定限度以上の償却資産の所有者

償却資産の価格のうち、市町村が課すべき金額を超える部分の金額の… $1.4 / 100$

- 1 申告 傷却資産の所在地の市町村長に、1月31日までに申告することになっています。
- 2 納税 県から送付される納税通知書により4月、7月、12月及び翌年2月に納めることになっています。

地方消費税

この税金は、消費税（国税）と同様に、商品の売上げやサービスの提供などに対して課税されるもので、県内で商品の購入などを行う消費者のみさんに県や市町村の公共サービスの経費を広く負担していただきます。

◆納める人（消費税と同じです。）

- (1)譲渡割……課税資産の譲渡などを行った事業者
- (2)貨物割……課税貨物を保税地域から引き取った者

※「保税地域」：関税法により財務大臣が指定し、又は税関長が許可した場所で、空港・港などで外国貨物の積卸し、運搬又は一時保管できる場所をいいます。

◆納める額（平成26年4月から税率が引き上げされました）

消費税の税額の…………… $17 / 63$

備考 消費税（税率6.3%）と地方消費税（消費税 $6.3\% \times 17 / 63 =$ 消費税率換算1.7%相当）をあわせると8%の負担率となります。

◆申告と納税

当分の間、消費税とあわせて国（税務署・税関）に申告して、納めることになっています。

なお、国は、納められた地方消費税額を、税務署や保税地域の所在する都道府県に後日払い込みます。

◆都道府県間の清算

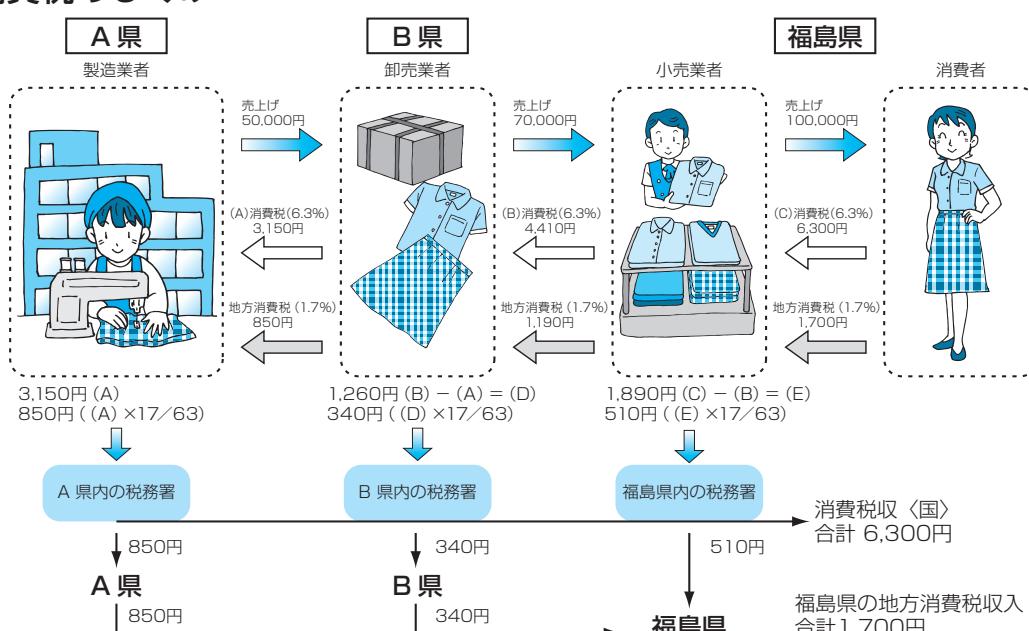
地方消費税は事業者の住所または本社所在地の税務署や保税地域が所在する都道府県に払い込まれることとされています。

このため、消費が実際に行われた（最終消費地の）都道府県の税収となるように、消費に関連した一定の統計に基づいて、都道府県間で清算を行います。

◆市町村への交付

都道府県間の清算を行ったあと、その額の1/2の金額は、県内の市町村に交付されます。

地方消費税のしくみ



軽油引取税

この税金は、道路等の行政サービスから得る利益に着目するとともに、環境への配慮の必要から、軽油の引取りに対して課税されるものです。

◆納める人

特約業者・元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った者（特約業者・元売業者が販売代金とあわせて受け取り、県に納めます。）、または特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者

元売業者とは……軽油の製造業者、輸入業者または販売業者で、総務大臣が元売業者として指定したもの

特約業者とは……元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、知事が特約業者として指定したもの

◆納める額

1キロリットルにつき32,100円（特例税率）

※ 平成22年度税制改正により、ガソリン価格の高騰が続いた場合には、特例税率の適用を停止し、本則税率（1キロリットルにつき15,000円）とする措置が講じられていましたが、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

◆申告と納税

特約業者・元売業者は軽油の納入地の所在する都道府県に毎月分を翌月末日までに、特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者は軽油を輸入するときまでに申告して、納税します。

◆課税免除（免税軽油）

石油化学製品製造業をはじめ船舶、鉄道、農業及び林業など、法令で定める特定の事業を営む者が同法令で定める特定の用途に軽油を使用する場合は、一定の手続により、課税が免除されます。

※ 「石油化学製品製造業」以外の用途については、平成27年3月31日までの措置とされています。

●免税の手続きについて

1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ地方振興局県税部に申請して免税軽油使用者証の交付を受けます。

2 免税軽油使用者証を添えて地方振興局県税部に免税証の交付を申請し、免税証の交付を受けます。

3 軽油を購入するときに、指定した販売店に免税証を渡すと、軽油引取税のかからない価格で購入することができます。

※ なお、免税制度の適正な運営を図るために、免税軽油の引取等に係る報告が必要です。

軽油以外の燃料に対する課税

軽油引取税は、軽油以外の燃料でも、地方税法に規定する「燃料炭化水素油」を自動車の内燃機関の燃料として販売、または消費した場合にも課税されます。

灯油やA重油または軽油に灯油やA重油その他のものを混ぜたものなどを自動車の燃料として販売したり消費したときには、販売した者や消費した者に対して、その全量について課税されます。

なお、灯油やA重油には、正規の軽油と区別するためにあらかじめ識別剤が添加されています。

★ 不正軽油に関する罰則が大幅に強化されました ★

不正軽油の製造や販売が疑われる情報がありましたら、

県庁税務課（TEL 024-521-7205、FAX 024-521-7905、メールアドレス zeimu@pref.fukushima.lg.jp）、または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。情報は守秘しますので、ご安心ください。

●パソコンからの情報提供も受け付けています。

福島県軽油引取税

検索

軽油は県内で買いましょう。

軽油引取税は軽油の納入地の所在する都道府県の収入となります。



ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに課税されるものです。

◆納める人

ゴルフ場を利用した者(ゴルフ場の経営者が、利用した者から料金とあわせて受け取り、県に納めます。)

◆納める額

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき、右表の額となります。
等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として定めています。

◆申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の末日までに申告して、納税することになっています。

◆非課税

次のゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が課税されません。

ただし、非課税利用申込書をゴルフ場に提出するとともに、(1)は免許証・障害者手帳等を提示し、(2)(3)は県知事または学校長等の証明書を提出することになります。

(1) 18歳未満の者、70歳以上の者または障がい者の利用

(2) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の当該ゴルフ競技としての利用

(3) 学生、生徒もしくは児童またはこれらの者を引率する教員の学校の教育活動としての利用

◆市町村への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7相当の金額は、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受けることによって狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、鳥獣の保護及び狩猟行政の費用に充てられるものです。

◆納める人 狩猟者の登録を受ける者

◆納める額

区	分	計
第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民税の所得割を納める必要のある者及びその者と生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事する者を除く)		16,500円
第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記以外の者		11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、県民税の所得割を納める必要のある者及びその者と生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事する者を除く)		8,200円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、上記以外の者		5,500円
第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円

平成20年4月1日から平成28年3月31日までに受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当するものの税率は上記税率の2分の1となります。

(1) 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録

(2) 上記(1)の軽減税率適用登録を受けていたものが対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に、その有効期間とされていた範囲内の期間で同一種類の狩猟免許に係る狩猟者の登録

◆納税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟者登録申請書に税額に相当する県の証紙を貼って、納めることになっています。

産業廃棄物税

この税金は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用の一部に充てられる法定外目的税です。

◆納める人 産業廃棄物を排出した事業者

(埋立処分を委託された最終処分者が、処理料金とあわせて受け取り、県に納めます。なお、産業廃棄物を自ら埋立処分する場合は、自ら県に納めます。)

◆納める額

最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円

◆申告と納税

1~3月、4~6月、7~9月、10~12月の期間ごとの産業廃棄物税について、それぞれの期間の翌月末まで、申告して納税することになっています。

県たばこ税

この税金は、たばこの消費に対して課税される税金で、みなさんがたばこを購入するときにその代金の中に含まれているものです。

- ◆納める人 製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者
◆納める額 (H 25.4.1 から)

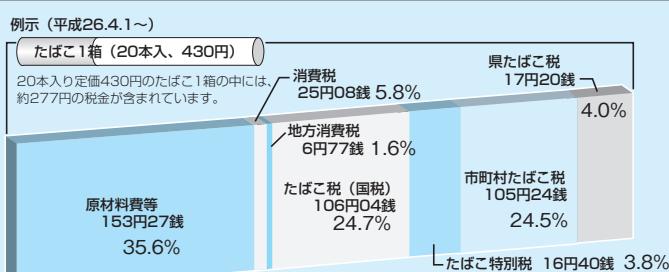
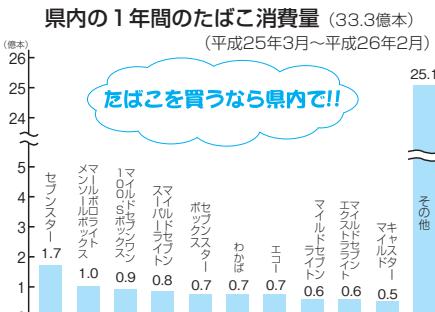
旧3級品以外の製造たばこ	1,000本につき	860円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき	411円

※「旧3級品の紙巻たばこ」とは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、パイオレット、ウルマの6銘柄です。

◆申告と納税

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納税することになっています。

- ◆そ の 他 国と市町村にも同じように一定の金額がたばこ税として納められますが、たばこ税は、たばこを買った販売店の所在する県や市町村の収入となります。



たばこ1箱には
これだけの税金が
かかります。

延滞金・加算金

◆延滞金

納期限までに県税を納めないとさに徴収されるもので、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、次の率により算出されます。

延滞金の率

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間……… 年 7.3% (日歩2銭)
平成12年1月1日から平成25年12月31日までは、「各年の前年の11月30日を経過するときの日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率（従来「公定歩合」として掲載されていたもの）+ 4%の率」又は「年7.3%」のうち低い方の率となります。
平成26年1月1日以降は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合となります。（特例基準割合＝短期貸出約定平均金利+1%）
平成26年1月1日から26年12月31日までは年2.9%
- (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日から納税の日までの期間………年14.6%
平成26年1月1日以降は、特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。
平成26年1月1日から平成26年12月31日までは年9.2%。

◆加算金

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車取得税・核燃料税・軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税について、事実より少なく申告をしたり、申告をしなかったり、また、税を免れようとしたときに徴収されます。

1 過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をした場合または増額の更正を受けた場合に徴収されます。

納める額 増差税額の10/100

なお、増差税額が期限内申告額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

2 不申告加算金

期限内に申告しなかった場合に徴収されます。

納める額 納める税額の15/100

なお、納める税額が50万円を超えるときは、その超える部分の税額の5/100が加算されます。

ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合は、納める税額の5/100となります。

3 重加算金

故意に税を免れようとしたときに徴収されます。このときには、過少申告加算金・不申告加算金は徴収されません。

納める額 ●期限内に申告をしている場合 増差税額の35/100

●期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合 納める税額の40/100

滞納処分

納期限までに県税を納付していただけなかった方には、督促状などを送付して、自主的な納付の催告を行います。地方税法では、督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにその県税が完納されない場合は差押えをしなければならないとされています。督促状などでも納付していただけない場合は、この法律の規定に基づき、財産差押えなどの滞納処分を実施します。

差押財産（物件）の公売

滞納処分により差し押された財産が不動産や動産、自動車などの場合には、売却代金を税金に充てるため公売を実施します。公売は、各地方振興局県税部で実施しているほか、より多くの方に参加していただけるようインターネット公売も実施しています。公売における見積価額（最低入札価格）は、公売の特殊性から一般の売買価格よりも低廉です。安価で買受けることもできますので、是非ご活用ください。

特定非営利活動法人に対する県税の課税免除について

福島県では、財政基盤の脆弱な立上げ期における特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の財政・運営面を支援することを目的として、次の県税の課税免除の措置を講じています。

◆法人県民税（均等割）

収益事業を行わないNPO法人に対しては、法人県民税の均等割が免除されます。

税法上の収益事業を行う場合、NPO法人の設立の日以後3年以内に終了する事業年度のうち、益金の額が損金の額を超えない事業年度に限り、当該事業年度に係る法人県民税の均等割が免除されます。

◆不動産取得税

NPO法人の設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する不動産を無償で取得した場合、不動産取得税が免除されます。

◆自動車取得税

NPO法人の設立の日以後3年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車を無償で取得した場合、自動車取得税が免除されます。

徴収の猶予・減免

徴収の猶予、減額及び免除などを受けるためには、申請が必要です。

税金は納期限までに納めなければなりませんが、納税者が災害により被害を受けたときなどには、被害の程度に応じ、徴収の猶予・減免などが認められます。

◆徴収の猶予

次の理由により税金を一時に納付（納入）することができないと認められる場合には、徴収が猶予されます。

なお、猶予される金額が50万円を超えるときは、原則として担保が必要です。

猶予される期間は、1年以内（事情により最高2年まで）です。

- 1 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき。
- 2 本人や生活をともにする親族が病気または負傷をしたとき。
- 3 事業を廃業または休業したとき。
- 4 事業に大きな損失を受けたとき。

◆県税の減免（主なもの）

次の県税については、それぞれの理由に該当する場合には、減額または免除されることがあります。

1 個人県民税 市町村民税が減免されたとき。

2 個人事業税

(1) 災害により事業用資産に被害を受けたとき。

(2) 生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき。

3 不動産取得税

(1) 災害により不動産に被害を受け、それに代わる不動産を被災後3年以内に取得したとき。

(2) 取得した不動産がその取得直後に災害を受け、滅失または損壊したとき。

4 自動車税

(1) 災害により被害を受け、修繕を要したとき。

(2) 災害により使用することができない期間があるとき。

5 自動車取得税 災害により被害を受け、代替自動車を取得したとき。

※自動車税・自動車取得税の「身体障がい者等の減免」については、P 15、17をご覧下さい。

納税の時期など

特別徴収

県に代わって経営者等が税金を受け取り、納税します。

普通徴収

県から納税者に納税通知書が送付され、その納税通知書により納税します。

申告納入

県に代わって経営者等が税金を受け取り、納める税金を申告のうえ、納税します。

申告納付

納税者が納める税金を申告のうえ、納税します。

証紙徴収

県が発行する証紙を購入し、証紙で税金を納税します。

◆納める場所

全国の支店	東邦銀行
県内の全支店	みずほ銀行、常陽銀行、秋田銀行、七十七銀行、第四銀行、足利銀行、山形銀行、莊内銀行、福島銀行、大東銀行、きらやか銀行、北日本銀行 商工組合中央金庫、県内各信用金庫、県内各信用組合 県内各農業協同組合、福島県信用漁業協同組合連合会 東北労働金庫
福島県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県の全支店	ゆうちょ銀行、郵便局

※ 上記の金融機関以外の銀行からも納められる場合がありますが、手数料を請求されることがあります。

事前に金融機関にお問い合わせください。

◆納税証明書など

県税の納税証明書など（証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。）が必要なときには、特定の使用目的に限り、納税者等が申請することによりその交付受けることができます。

県税の申告と納税の期限を一覧表にまとめると、次のとおりです。

税目	申告	納税
個人県民税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日 給与支払者が特別徴収して納入
	給与所得者以外の者は3月15日	6月・8月・10月・翌年1月 市町村によって異なる場合があります 普通徴収
法人県民税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	申告と同じ 申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	// 申告納入
県民税配当割	配当等を支払った翌月10日	// //
県民税株式等譲渡所得割	1年分を翌年1月10日	// //
個人事業税	3月15日	8月及び11月 (12月及び3月 ※11ページ参照) 普通徴収
法人事業税	事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内	申告と同じ 申告納付
地方消費税	譲渡割——事業年度が終了した日の翌日から原則として2か月以内 なお、個人の場合は翌年の3月末日まで(消費税と併せて)	// 申告納付
	貨物割——課税貨物を保税地域から引取るとき(消費税と併せて)	//
不動産取得税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日 普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ 申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月末日	// 申告納入
自動車税	取得・消滅または変更のつど	5月 普通徴収
		新規登録のとき 証紙徴収
自動車取得税	登録・新規検査及び届出のとき	申告と同じ 申告納付(証紙徴収)
軽油引取税	毎月分を翌月末日(特約業者・元売業者以外で軽油を輸入する者は、輸入のときまで)	// 申告納入(付)
狩猟税	狩猟者の登録を受けるとき	// 証紙徴収
鉱区税	納税義務の発生または消滅の日から7日以内	5月 普通徴収
固定資産税	1月31日	4月・7月・12月・翌年2月 //
産業廃棄物税	3か月分を翌月(1月・4月・7月・10月)末日	申告と同じ 申告納入(付)

県税の救済

◆更正の請求

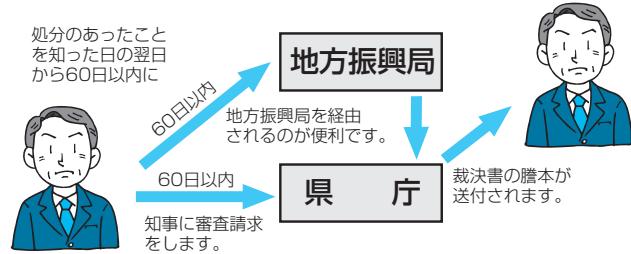
法人県民税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人事業税・自動車取得税・核燃料税・軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税・県たばこ税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から5年以内※(特定のときは、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り更正の請求をすることができます。

なお、法人県民税及び法人事業税については特例があります。

(注) ※平成23年12月2日より前に法定納期限が到来した地方税の場合は、法定納期限から1年内に限り更正の請求をすることができます。

◆県税に対する不服の申立て

県税の課税・徴収の処分などについて不服があるときは、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として60日以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。審査請求は、所管の地方振興局を経由されるのが便利です。



便利な納税方法

◆口座振替による納税

個人事業税については、電話料金や電気料金などと同じように、口座振替による納税制度があります。

この制度を利用されると、納期のつど、わざわざ金融機関に出かけて納税する必要はなく、預金口座から自動的に納税されますので大変便利です。ぜひご利用ください。

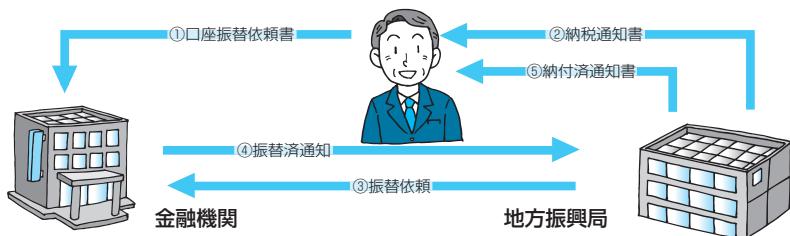
この制度を利用される方は、口座振替依頼書を取引きされている金融機関（福島県内に限る。）で確認を受けた後に地方振興局県税部へ提出してください。

・取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合など（郵便局（ゆうちょ銀行）を除きます。）

・利用できる預金

当座預金、普通預金、納税準備預金



◆納税貯蓄組合

納税に当たっては、日頃から計画的に納税資金を準備しておくことが必要です。

しかし、自分一人だけで資金の準備を長く続けるのは、なかなか実行しにくいことです。そこで、納税のための貯蓄をしようとする人々が集まって、自主的に組織した団体が納税貯蓄組合です。まだ組合に加入されていない方には、地域の納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

なお、納税貯蓄組合に加入されている方などには、次のような特典があります。

- 組合の業務に関する書類などには、印紙税が課税されません。
- 納税貯蓄組合預金の利子については、所得税が課税されません。

電子申告

県では、地方税電子申告システム（eLTAX：エルタックス）を利用してインターネットによる法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の電子申告を受け付けています。インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告できますので、ぜひご利用ください。

◆利用準備の手順

- (1) 利用のためには、予め電子証明書の取得をしておく（税理士関与の申告の場合は不要です）
- (2) eLTAX のホームページで利用届けを行い、利用者 ID を受け取る
- (3) 電子申告のための専用ソフトをダウンロードする

※ eLTAX についての詳細は、eLTAX のホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。

(参考) e-Tax の概要

国税については、eLTAX と同様の電子申告に加えて、電子納税、申請・届出等ができます。

利用準備の手順などについては、e-Tax のホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

ふるさとふくしま応援寄附金(ふるさと納税)

自分が生まれ育った地域やかかわりの深い地域などに貢献したい応援したいという方々の思いを寄附というかたちで表していただくものです。

今はふくしまを離れているけどふるさとに何か恩返しをしたいと思っている方、ふくしまが好きでよく訪れる方など、県では、ふくしまを愛する多くの皆さんから「ふるさとふくしま応援寄附金」を受け付けています。

○寄附の方法 県庁税務課に寄附をお申し込みいただいた後、次の方法で納付いただけます。

- ①県からお送りする専用の納付書により、ゆうちょ銀行または郵便局で納付
- ②クレジットカード (Master Card, VISA, JCB, ダイナースまたは American Express)

○税の軽減 地方公共団体に2,000円を超える寄附をした場合、一定の限度額まで、所得税（国税）とお住まいの地方公共団体の住民税（地方税）が軽減されます。（詳しくは、7ページ「2税額控除」をご覧ください。）

○使いみち ①自然環境の保全 ②次世代育成支援 ③本県の活力増進 ④おまかせ（災害復旧・復興）
○お知らせ 県内市町村でも、皆さんからの寄附を受け付けています。

東日本大震災にかかる県税の特例措置について

法人県民税

東日本大震災により被災した法人については、一定の要件を満たす場合に申請により法人県民税の額が軽減されます。

◆ 要件

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度の損益計算書に計上されている東日本大震災に係る特別損失額の合計額が、平成23年3月11日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価格の2分の1以上であること。

◆ 減免する額

- 法人税割 税率1%相当額
- 均等割 全額

◆ 減免対象事業年度

平成23年3月11日から平成26年3月10日までに終了する各事業年度分

◆ 申請手続

申請書及び添付書類を確定申告の申告期限までに管轄の地方振興局県税部へ提出することとなります。

個人事業税

東日本大震災により被災した個人事業者については、一定の要件を満たしている場合、手続きをすることにより個人事業税の額が軽減されます。

減免の対象	税額の軽減割合	
震災により個人事業主が亡くなられた場合	10分の10	
自己の所有する事業用資産について、震災によりその資産価格の1/2以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の所得金額が1,000万円以下である場合	前年中の所得金額が500万円以下の場合	10分の10
	前年中の所得金額が500万円を超える場合	10分の5
	前年中の所得金額が750万円を超える場合	10分の2.5
自己の所有する住宅及び家財について、震災によりその資産価格の3/10以上の損害を受けており、かつ、一定の要件により算出した前年中の合計所得金額が500万円以下である場合	損害金額が資産価格の1/2以上である場合	10分の5
	損害金額が資産価格の3/10以上、1/2未満である場合	10分の2.5

※ 複数に該当する場合は、いずれか一つの適用となります。

◆ 減免対象年度

平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税。すでに、平成22年中、または、平成23年中の事業所得に係る個人事業税の減免を受けている方は対象になりません。

※ 震災により個人事業主が亡くなられた場合は、両年とも減免対象となります。

◆ 申請手続

- 申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。
- ※ 納付時期が2回に分割されている場合は、最初の納期限までとなります。
- 申請には、「個人事業税減免申請書」、「罹災証明書」などが必要となります。

不動産取得税

家屋を建て替えた場合の特例措置

東日本大震災により被災した家屋に代わる家屋(以下、「代替家屋」といいます。)及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除により不動産取得税の額が軽減されます。

◆ 特例控除の対象となる方

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 特例控除の対象となる不動産

平成33年3月31日までに取得された代替家屋及びその敷地

※ 罷災証明書における被害区分が「一部損壊」の場合は、特例控除の対象なりません。

◆ 特例控除額の算定方法

$$\text{【家屋】} \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{被災した家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

$$\text{【土地】} \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \times \frac{\text{被災した家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地面積}}$$

◆ 提出書類

「罹災証明書」、被災家屋等の「固定資産課税台帳登録事項証明書」などの書類提出が必要となります。

居住困難区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の特例措置

原子力災害により、居住困難区域（帰還困難区域又は居住制限区域をいいます。以下同じ。）内にある家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、特例控除（減免）により不動産取得税の額が軽減されます。

◆ 特例控除（減免）の対象となる方

原子力災害により居住困難区域に指定された区域にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 特例控除（減免）の対象となる不動産

平成23年3月11日から居住困難区域の指定が解除された日から2年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

◆ 特例控除の算定方法

$$[\text{家屋}] \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{居住困難区域内にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}}$$

$$[\text{土地}] \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \times \frac{\text{居住困難区域内にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地の面積}}$$

※ 居住困難区域の指定が解除された日から3ヶ月（代替家屋が新築の場合は1年）経過後2年を経過する日までの間に取得された場合は、上記により算定された額に税率を乗じた額が減免されます。

◆ その他

特例控除を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋を取得した場合の減免措置

原子力災害により、避難指示解除準備区域内にある家屋に代わる家屋（以下、「代替家屋」といいます。）及び代替家屋の敷地を区域外へ新たに取得した場合、一定の要件を満たしていれば、減免により不動産取得税の額が軽減されます。

◆ 減免の対象となる方

原子力災害により避難指示解除準備区域に指定された区域にある家屋の所有者及びその敷地の所有者

※ 相続人や、所有者と同居する3親等内の親族なども対象となります。

◆ 減免の対象となる不動産

平成23年3月11日から避難指示解除準備区域の指定が解除された日から2年を経過する日までの間に取得された代替家屋及びその敷地

※福島県内の不動産に限ります。

◆ 減免となる額の算定方法

$$[\text{家屋}] \quad \text{代替家屋の固定資産評価額} \times \frac{\text{避難指示解除準備区域にある家屋の床面積}}{\text{代替家屋の床面積}} \times \text{税率}$$

$$[\text{土地}] \quad \text{代替家屋の敷地の固定資産評価額} \times \frac{\text{避難指示解除準備区域にある家屋の敷地面積}}{\text{代替家屋の敷地の面積}} \times \text{税率}$$

◆ その他

減免を受けるためには、必要な要件や提出書類があります。

被災代替農用地に係る不動産取得税の特例措置

東日本大震災や原子力災害により、被害を受けた農用地に代わる農用地を取得した場合にも同様の制度があります。

取得した不動産が被災した場合の特例措置

東日本大震災により、取得した不動産が滅失・損壊した場合、一定の要件を満たしていれば、手続きをすることにより不動産取得税の額が軽減されます。

◆ 減免の対象となる方

不動産を取得した直後に災害によりその不動産が滅失等の被害を受けた方

◆ 税額の軽減割合

【家屋】

家屋の損害の程度に応じて、税額の40%から100%軽減されます。

※ 市町村が発行する災証明書において「一部損壊」の判定を受けている家屋は対象となりません。

【土地】

被害面積に応じて、税額の40%から100%軽減されます。

※ 被害面積とは、土砂崩れで埋没したり、地盤沈下で海水に浸り、土地として使用できなくなった部分の面積です。

◆ 申請手続

○申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。

○申請には、「不動産取得税減免申請書」、「罹災証明書」などが必要となります。

自動車税・自動車取得税

<地震・津波により被災した自動車>

地震又は津波により被災した自動車の代替自動車取得についての非課税措置

被災した自動車の代わりの自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税となります。

◆ 非課税の要件

震災時に被災自動車の所有者(割賦販売の場合は使用者)であった方が、被災した自動車を永久抹消登録等して、平成23年3月11日から平成28年3月31日の間に代替自動車を取得すること。

◆ 非課税になる税と期間

自動車取得税……………平成23年3月11日から平成28年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
自動車税……………平成24年度までに取得した自動車は平成25年度分まで
平成25年度に取得した自動車は平成25年度及び平成26年度分
平成26年度に取得した自動車は平成26年度及び平成27年度分
平成27年度に取得した自動車は平成27年度及び平成28年度分

◆ 申請手続

○申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

<原子力災害により被災した自動車>

対象区域内自動車に係る自動車税の特例

東日本大震災における原子力災害により、自動車持出困難区域又は警戒区域内(以下、「対象区域内」といいます。)に取り残してきた自動車を用途廃止による永久抹消登録等した場合などは、申告により抹消日に関わらず平成23年度以降の自動車税が課されません。

◆ 申請手続

○申請には、「対象区域内用途廃止等自動車に係る特例に関する申告書」などが必要となります。

対象区域内に放置期間がある自動車に係る自動車税の減免

東日本大震災における原子力災害により、対象区域内に放置期間があった自動車は、申請によりその期間に対応する月割分の自動車税の減免を受けることができます。

◆ 申請手続

○申請期限は、納税通知書に記載されている納期限までとなります。

○申請には、「自動車税減免申請書」などが必要となります。

原子力災害により被災した自動車の代替自動車取得についての非課税措置

対象区域内自動車に係る自動車税の特例に該当する自動車の代わりの自動車(以下、「代替自動車」といいます。)を取得した場合、申請により自動車取得税及び一定期間の自動車税が非課税(代替自動車取得後に被災自動車が警戒区域内自動車に係る自動車税の特例に該当することとなった場合は納税義務の免除)となります。

◆ 非課税(納税義務の免除)の要件

用途廃止した自動車の平成23年3月11日時点での所有者(割賦販売の場合は使用者)が、用途廃止した自動車の代替自動車を、平成23年3月11日から平成28年3月31日の間に取得すること。

◆ 非課税になる税と期間

自動車取得税……………平成23年3月11日から平成28年3月31日までに取得した自動車・軽自動車
自動車税……………平成24年度までに取得した自動車は平成25年度分まで
平成25年度に取得した自動車は平成25年度及び平成26年度分
平成26年度に取得した自動車は平成26年度及び平成27年度分
平成27年度に取得した自動車は平成27年度及び平成28年度分

◆ 申請手続

○申請には、「自動車取得税非課税申請書」、被災自動車として永久抹消登録等されたことが記載された「登録事項等証明書」などが必要となります。

軽油引取税

特別徴収義務者が所有する未課税軽油又は免税軽油使用者等が所有する免税軽油が、東日本大震災などにより、流出、滅失、汚水等の冠水等により本来の用途に使用できなくなった場合、手続きをすることにより軽油引取税が減免されます。

◆ 減免すべき税額

(災害その他特別の事情により、使用できなくなった)
(と認められる軽油の数量) × 32.1円

◆ 申請手続

○申請期限は、納期限までとなります。

○申請には、「軽油引取税減免申請書」などが必要となります。

◆ その他

詳細については、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

復興産業集積区域に係る県税の課税免除について

◆ 制度の概要

認定地方公共団体の指定を受けた事業者(指定事業者)が、復興産業集積区域内※において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)を取得して事業に用いた場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

※ 復興産業集積区域:認定復興推進計画に定められた区域

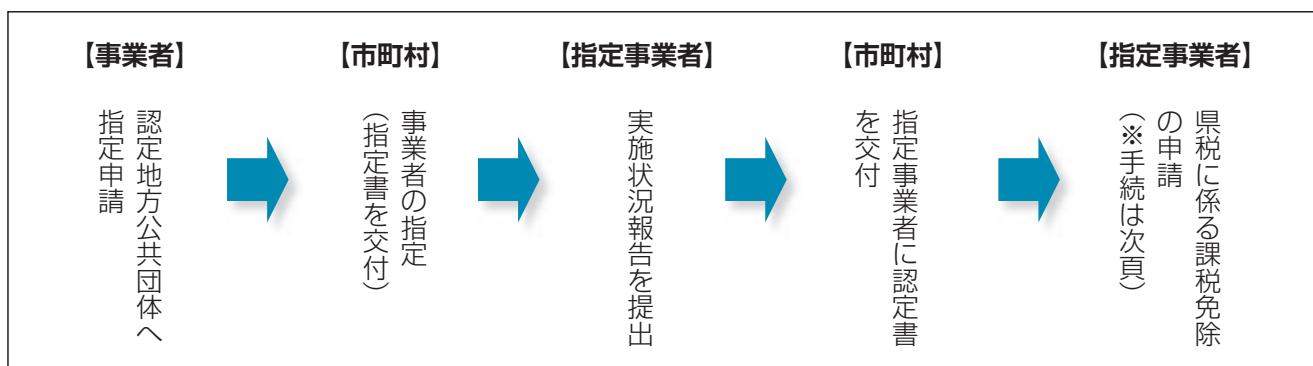
◆ 対象となる事業者 (①と②の要件を満たす必要があります。)

- ① 平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体による指定を受けた個人事業者又は法人
- ② 認定復興推進計画に定められた対象業種を行う個人事業者又は法人

◆ 対象となる施設等 (①から③までのすべての要件を満たす必要があります。)

- ① 認定地方公共団体による指定後、平成28年3月31日までの間に新設又は増設した施設等
- ② 復興産業集積区域内において、新設又は増設した施設等
- ③ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に係る法律(震災特例法)による所得税又は法人税の課税の特例(ア～ウのいずれか1つ)の適用を受ける施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物など)
ア 事業用設備等の特別償却・税額控除(特区法37条) ※特区法
イ 開発研究用資産の即時償却・税額控除(特区法39条) 東日本大震災復興特別区域法
ウ 新規立地促進税制(特区法第40条)(※指定法人のみ)

◆ 認定地方公共団体(市町村)による指定から課税免除申請までの手続



◆ 課税免除の内容・手続等

次ページをご覧下さい。

福島県内における認定特区 (課税の特例関係)

※ H26.4.1 現在

特区の名称	対象業種	復興産業集積区域	認定日
ふくしま産業復興投資促進特区	輸送用関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業（林業関係含む）、農林関係産業、水産関連産業	県内59市町村 1,320 地区	H24.4.20認定 H25.11.29変更認定 (県と59市町村)
	農業関連、水産関連 地域資源活用型産業（木材関連産業）	いわき市 26地区	H25.7.5変更認定 (県といわき市)
サンシャイン観光推進特区	宿泊業、温泉浴場業、旅行業、飲食業、飲食料品小売業、広告業 など	いわき市 6地区	H24.11.13認定 (いわき市)

福島復興再生特別措置法に係る県税の課税免除について

◆ 制度の概要

福島復興再生特別措置法の改正(H25.5.10施行)により、企業立地促進区域(新規事業者)及び避難解除区域等(既存事業者)内において、一定の事業用の施設等(機械・装置、建物・建物附属設備、構築物)を取得して事業に用了した場合、申請により、法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの課税免除を受けることができます。

◆ 要件

区分	新規事業者	既存事業者
対象区域	企業立地促進区域 (避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域) ※対象市町村(H26.4.1現在) 田村市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の一部 広野町、楢葉町及び川内村の全域	避難解除区域等 (避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域) ※対象市町村(H26.4.1現在) 田村市、南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の一部 広野町、楢葉町及び川内村の全域
対象事業者 【手続き】	避難解除等区域復興再生事業実施計画について 県の認定 を受けた個人事業者・法人 【地方振興局復興支援・地域連携室】	避難指示対象区域内にH23.3.11時点で事業所が所在していたことについて 県の確認 を受けた個人事業者・法人 【地方振興局県税部】
対象業種	避難解除等区域復興再生事業※を行う個人事業者又は法人 ※企業立地促進計画に対象業種を規定	すべての業種が対象
対象施設等	震災特例法による所得税・法人税の課税の特例の適用を受ける施設等(建物・建物附属設備、機械・装置、構築物)	同左
取得期間	平成25年6月10日 (企業立地促進計画の国への提出日)から 平成28年3月31日 までの取得	平成25年5月10日 (改正福島復興再生特別措置法の施行日)から 平成28年3月31日 までの取得

復興産業集積区域及び福島復興再生特別措置法の課税免除の内容・手続等

◆ 課税免除の内容

法人事業税	新・増設した設備等を事業の用に供した事業年度から5事業年度分
個人事業税	新・増設した設備等を事業の用に供した年から5年分
不動産取得税	新・増設した設備等である家屋及びその敷地である土地(土地については、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限ります。)

◆ 申請期限

法人事業税	事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限
個人事業税	事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
不動産取得税	対象不動産を取得した日から60日を経過する日

◆ その他

申請書その他手続きの詳細については、最寄りの地方振興局県税部にお問い合わせください。

税金については、お気軽にお問い合わせください。

◆県税についてのお問い合わせ

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域 等
県北地方振興局県税部	〒960-8043 福島市中町1-19 中町ビル6階	024-523-4789	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地方振興局県税部	〒963-8540 郡山市麓山1-1-1	024-935-1235	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地方振興局県税部	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1512	白河市、東白川郡、西白河郡
会津地方振興局県税部	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5235	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局県税部	〒967-0004 南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5212	南会津郡
相双地方振興局県税部	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1123	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地方振興局県税部	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6024	いわき市
県庁税務課 税務システム課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16	024-521-7067 024-521-7728	県税制、県税の賦課徴収 税務電算システム

◆市町村税についてのお問い合わせ / 市役所又は町村役場へ（住民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税など）

◆国税についてのお問い合わせ / 税務署へ（所得税、法人税、消費税など）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	担 当 区 域 等
福 島 税 務 署	〒960-8620 福島市森合町16-6	024-534-3121	福島市、伊達市、伊達郡
会 津 若 松 税 務 署	〒965-8686 会津若松市城前1-82	0242-27-4311	会津若松市、耶麻郡のうち猪苗代町、磐梯町、河沼郡、大沼郡
郡 山 税 務 署	〒963-8655 郡山市堂前町20-11	024-932-2041	郡山市、田村市、田村郡
い わ き 税 務 署	〒970-8611 いわき市平字菱川町6-3	0246-23-2141	いわき市
白 河 税 務 署	〒961-8611 白河市中田5-1	0248-22-7111	白河市、東白川郡、西白河郡
須 賀 川 税 務 署	〒962-0844 須賀川市東町135-1	0248-75-2194	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
喜 多 方 税 勿 署	〒966-0833 喜多方市字中島7513-3	0241-24-5050	喜多方市、 耶麻郡のうち西会津町、北塩原村
相 馬 税 勿 署	〒976-8602 相馬市中村字曲田92-2	0244-36-3111	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
二 本 松 税 勿 署	〒964-0911 二本松市亀谷1-29	0243-22-1192	二本松市、本宮市、安達郡
田 島 税 勿 署	〒967-0004 南会津郡南会津町 田島字寺前甲2939-2	0241-62-1230	南会津郡

- ・国税に関するご相談は「電話相談センター」をご利用ください。最寄りの税務署にお電話していただき、音声案内にしたがって「1」番を選択すると、「電話相談センター」につながります。
- ・また、税について知りたいとき、いつでも手軽に税情報が入手できる「国税庁ホームページ」(<http://www.nta.go.jp/>)」をご利用ください。

発行 福島県総務部 〒960-8670 福島市杉妻町2-16
(県税のホームページ) [福島県 県税のページ](#)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。